

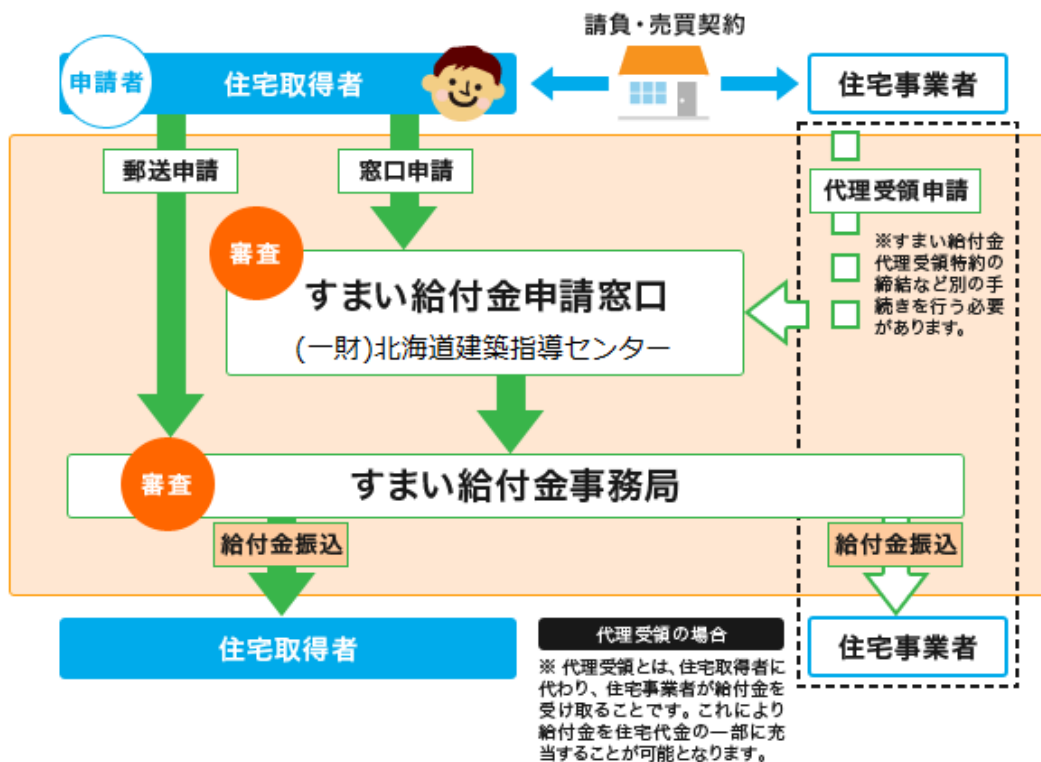
すまい給付金

本年4月1日から「すまい給付金」制度が始まります。

この制度は、消費税の引き上げに伴ない消費税率8%が適用される住宅を取得された方に、一定の要件に従い現金が給付されるものです。

当センターでは、「すまい給付金」制度に関連する以下の業務を実施します。

1. すまい給付金申請受付窓口（平成26年4月1日受付開始）
2. 『保険法人検査実施確認書』発行申請受付及び検査業務
3. 『現金取得者向け新築対象住宅証明書』発行業務（平成26年4月1日受付開始）
4. 『まもりすまい保険』受付及び検査業務



■ 詳細は、[すまい給付金ホームページ](#) をご覧ください。

■ 当センターのお問い合わせ先

一般財団法人 北海道建築指導センター 審査部審査課（保険）

〒060-0003

札幌市中央区北3条西3丁目1番地 札幌北三条ビル8階

TEL：011-271-9980 FAX：011-271-9985